

長崎県後期高齢者医療広域連合物品調達等制限付一般競争入札実施要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和2年4月15日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田上



長崎県後期高齢者医療広域連合告示第9号

長崎県後期高齢者医療広域連合物品調達等制限付一般競争入札実施要綱の一部を改正する要綱

長崎県後期高齢者医療広域連合物品調達等制限付一般競争入札実施要綱（平成28年告示第3号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の4項を加える。

- 2 前項の入札の方法は、広域連合長が特に認めた場合に限り郵便による制限付一般競争入札（以下「郵便入札」という。）で行うことができる。
- 3 郵便入札において、入札書の提出は、一般書留又は簡易書留により郵送しなければならない。この場合において、持参、電子メール又はファックス等によるものは、認めない。
- 4 入札書を郵送する場合は、次のとおりとする。
 - (1) 入札案件ごとに内封筒・外封筒の二重封筒とする。
 - (2) 入札書を入れた内封筒にあっては、「入札書在中」と朱書きし

て封かんし、（業務）委託名又は件名、入札者の商号又は名称及び開札日を記載するとともに貼り付け部分を入札者の使用印（入札参加申請書に使用した印（委任状を提出する場合はその者の印））で割印をする。

(3) 外封筒にあっては、次に掲げるものを封入し、表側に送付先（入札執行課名等）、（業務）委託名又は件名及び開札日を記載し、あわせて「入札書在中」を朱書きするとともに、裏側に入札者の住所及び商号又は名称を記載し当該入札担当課長宛に郵送するものとする。

ア 前号の内封筒

イ 委任状（代理人が入札書を提出する場合に限る。）

ウ 内訳書等（入札公告において提出が必要とされた場合に限る。）

5 前項の規定により郵便で差し出す場合にあっては、広域連合長が別に指定する日時までに到着しなかったものは、当該入札はなかったものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。